定　　款

BCC 株式会社

第 1 章　　総　　則

（商号）

第 1 条　当会社は、BCC株式会社 と称し、英文では、BCC　Co. , Ltd. と表示する。

（目的）

第 2 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 情報処理サービス業
2. コンピュータシステム及び福祉･医療･介護サービスの導入に伴う適用分析、選定の請負並びに技術コンサルティング
3. コンピュータシステム及び福祉・医療・介護に関する企画、制作、開発、販売、輸出入、賃借並びに保守業務
4. 市場調査及びその整理、分析業務
5. 経営コンサルティング業務
6. 労働者派遣事業
7. 有料職業紹介業
8. 店舗運営及びイベント業務のアウトソーシング受託業務
9. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
10. 電気通信機器・携帯受信設備・家庭用電気機器の販売及びレンタル業務
11. マルチメディア関連の映像･ソフトウェアデータ及び映像媒体の企画､製作､販売業
12. インターネットのホームページの企画、製作、管理業務
13. セールスプロモーションの企画、立案、運営
14. 新商品の開発、企画、立案、並びに販売調査の受託業務
15. 出版、印刷及び広告代理業
16. 顧客リストの管理業務
17. 通信販売業並びに通信販売の代理業務
18. 知的財産権の取引及びその仲介
19. 介護保険法による訪問介護の居宅サービス事業及び居宅介護支援業務
20. 損害保険代理業及び募集に関する業務
21. 生命保険の募集に関する業務
22. 少額短期保険の募集に関する業務
23. 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第 3 条　当会社は、本店を 大阪市 に置く。

（公告の方法）

第 4 条　当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章　　株　式

（発行可能株式総数）

第 5 条　当会社の発行可能株式総数は、3,444,000株とする。

（自己の株式の取得）

第 6 条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 7 条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 8 条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 9 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第 10 条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章　　株主総会

（招集）

第 11 条　定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

（基準日）

第 12 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

（招集権者及び議長）

第 13 条　株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（決議の方法）

第 14 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。

2　会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。

（議決権の代理行使）

第 15 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2　前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第 16 条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 17 条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章　　取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第 18 条　当会社は、取締役会を置く。

（取締役の員数）

第 19 条　当会社の取締役は、10名以内とする。

（取締役の選任）

第 20 条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。

3　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第 21 条　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2　増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 22 条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2　代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

3　取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 23 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。但し、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 25 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 26 条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会規程）

第 27 条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役会議事録）

第 28 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役の報酬等）

第 29 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 30 条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章　　監査役及び監査役会

（監査役及び監査役会の設置）

第 31 条　当会社は、監査役及び監査役会を置く。

（監査役の員数）

第 32 条　当会社の監査役は、5名以内とする。

（監査役の選任）

第 33 条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。

（監査役の任期）

第 34 条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第 35 条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 36 条　監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）

第 37 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）

第 38 条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役会の議事録）

第 39 条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（監査役の報酬等）

第 40 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 41 条　当会社は、会社法第426条第1項の規定より、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額

は、法令の定める額とする。

第 6 章　　会計監査人

（会計監査人の設置）

第 42 条　当会社は、会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第 43 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 44 条　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章　　計　算

（事業年度）

第 45 条　当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

（剰余金の配当金の基準日）

第 46 条　当会社の期末配当の基準日は毎年9月30日とする。

2　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第 47 条　当会社は、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。

（剰余金の配当の除斥期間）

第 48 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

（改訂履歴）

2014年1月14日より施行する。

2014年7月1日より一部改正する。

2015年1月1日より一部改正する。

2016年7月１日より一部改正する。
2016年9月１日より全面改定する。
2018年12月26日より一部改正する。
2021年2月10日より一部改正する。